

改正

平成9年4月1日告示第74号

平成14年8月12日告示第273号

平成15年10月31日告示第357号

平成19年3月26日告示第123号

平成25年1月4日告示第10号

平成26年8月12日告示第487号

平成27年3月31日告示第213号

平成30年9月28日告示第709号

令和5年3月20日告示第201号

宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事等に係る契約の公正の確保に資するため、有資格業者の指名停止等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、宮崎市競争入札の参加資格及び指名基準等に関する要綱(昭和56年告示第90号)の例による。

(指名停止)

第3条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。この場合において、贈賄又は談合に係る指名停止期間の決定については、別表第3に定める指名停止期間の適用基準によるものとする。

2 市長は、前項の指名停止を行った場合において、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

3 有資格業者(指名停止の期間中のものを含む。)が別表各号の措置要件に該当することとなった場合における当該指名停止の期間の始期は、予算執行上重大な支障を及ぼすと認められる場合を除き、当該指名停止の決定がなされた日とする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第4条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員(明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第5条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の3倍の期間とする。ただし、有資格業者が別表各号の措置要件に該当することとなった原因となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合は、この限りでない。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

3 下請負人又は共同企業体の構成員について前項本文に規定する措置(以下「短期加重措置」という。)を講じるときは、元請負人又は共同企業体の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができるものとする。

- 4 有資格業者が短期加重措置の対象となり、かつ、次条各号のいずれかに該当することとなったときは、短期加重措置を受けた後の短期に、その情状に応じて市長が適当と認める期間の加重を行うものとする。
- 5 市長は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、第1項及び第2項、次条第1号並びに別表各号の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。
- 6 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の3倍（当該長期の3倍が24か月を超えるときは、24か月）まで延長することができる。
- 7 有資格業者が別表第2第4号又は第5号の措置要件に該当する場合において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条の2の課徴金の減免がなされ、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該減免の適用がなかったとした場合の期間の2分の1の期間とするものとする。この場合において、当該期間が別表第2第4号又は第5号に規定する期間の短期を下回るときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。
- 8 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、前各項、次条及び別表各号に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 9 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。
- 10 前項の規定に基づく指名停止の解除の効果は、当該解除の決定の前日には及ばないものとする。
(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第6条 市長は、第3条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が独占禁止法違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合（前条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。ただし、次の各号の2以上に該当することとなった場合には、期間の加重を行うものとする。

- (1) 談合情報を得た場合又は本市の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合において、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案に

ついて、別表第2第5号イ、第6号イ又は第7号イに該当したとき それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(2) 別表第2第4号から第7号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決、確定した排除措置命令、課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者（独占禁止法第7条の2第8項の各号に該当する者をいう。）であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。） それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(3) 別表第2第4号又は第5号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき（前各号に掲げる場合を除く。） それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項の規定に基づく調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合で、当該関与行為に関し、別表第2第4号又は第5号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（前3号の規定に該当することとなった場合を除く。） それぞれ当該各号に定める短期に1か月加算した期間

(5) 本市又は他の公共機関の職員が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号又は第7号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。） それぞれ当該各号に定める短期に1か月加算した期間

(指名停止の通知)

第7条 市長は、第3条第1項若しくは第4条各項の規定により指名停止を行い、第5条第8項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第5条第9項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し通知するものとする。この場合において、指名停止の期間中の有資格業者について再度指名停止を行う場合の指名停止の通知については、別途通知を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が通知する必要がないと認める相当な事由があるときは、通知を省略することができる。

3 市長は、第1項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の理由が宮崎市の発注した建設工事等（以下「市発注工事等」という。）に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第8条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としない。ただし、やむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

（下請等の禁止）

第9条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が市発注工事等を下請し、又は受託することを承認しない。ただし、指名停止決定前に当該市発注工事等を下請し、又は受託している場合は、この限りでない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第10条 市長は、指名停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（工事事務等の報告）

第11条 契約課長は、有資格業者が別表各号に掲げる措置要件の一（次項に掲げるものを除く。）に該当すると認められるときは、市長に報告しなければならない。

2 工事担当課長は、有資格業者が別表第1第2号、第4号、第5号又は第8号に該当すると認められるときは、速やかに市長に報告するとともに、その内容を契約課長に報告しなければならない。

（審議）

第12条 市長は、指名停止等を行おうとするときは、あらかじめ宮崎市競争入札の参加資格及び指名基準等に関する要綱第9条に規定する選定委員会に審議させるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成6年12月1日から施行する。

（宮崎市建設工事等指名競争入札参加資格者の指名等に関する要綱の廃止）

2 宮崎市建設工事等指名競争入札参加資格者の指名等に関する要綱（昭和56年告示第91号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行前にした行為に対する別表の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成9年4月1日告示第74号）

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成14年8月12日告示第273号）

この告示は、平成14年8月12日から施行する。

附 則（平成15年10月31日告示第357号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前にした行為に対する指名停止の期間の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月26日告示第123号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成25年1月4日告示第10号）

この告示は、平成25年2月1日から施行する。

附 則（平成26年8月12日告示第487号）

この告示は、平成26年8月12日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第213号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月28日告示第709号）

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月20日告示第201号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1

事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
(虚偽記載) (1) 市発注工事に係る競争入札参加資格審査申請書等提出書類に虚偽の記載をし、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内

<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>(2) 市発注工事等の施工に当たり、過失により当該市発注工事等を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上6か月以内</p>
<p>(3) 宮崎市内における建設工事等で市発注工事等以外のもの（以下この表において「一般工事等」という。）の施工に当たり、過失により当該一般工事等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上5か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>(4) 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上6か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>(5) 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微であるものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上12か月以内</p>
<p>(6) 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められる場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上3か月以内</p>
<p>(7) 宮崎市外における建設工事等（以下この表において「市外工事等」という。）の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められる場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上3か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>(8) 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上12か月以内</p>

<p>(9) 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められる場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上3か月以内</p>
<p>(10) 市外工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められる場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上3か月以内</p>

別表第2

不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(贈賄)</p> <p>(1) 次に掲げる者が宮崎市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等（有資格業者である個人又は法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認められる役職名を付した役員を含む。）をいう。以下同じ。）</p> <p>ロ 一般役員等（有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時建設工事等に係る契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。）</p> <p>ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上24か月以内</p> <p>3か月以上18か月以内</p> <p>2か月以上12か月以内</p>
<p>(2) 次に掲げる者が宮崎市内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上12か月以内</p> <p>2か月以上8か月以内</p> <p>1か月以上6か月以内</p>

<p>(3) 次に掲げる者が宮崎市外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上12か月以内</p> <p>1か月以上8か月以内</p> <p>1か月以上6か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>(4) 宮崎市において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から2か月以上12か月以内</p>
<p>(5) 次に掲げる者が締結した請負契約に係る建設工事等に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不当であると認められるとき。</p> <p>イ 宮崎市</p> <p>ロ 他の公共機関</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3か月以上12か月以内</p> <p>1か月以上12か月以内</p>
<p>(公契約関係競売等妨害又は談合)</p> <p>(6) 次に掲げる者が締結した請負契約に係る建設工事等に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 宮崎市</p> <p>ロ 他の公共機関</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上24か月以内</p> <p>3か月以上18か月以内</p>
<p>(7) 次に掲げる者が締結した請負契約に係る建設工事等に関し、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 宮崎市</p> <p>ロ 宮崎市内の他の公共機関</p> <p>ハ 宮崎市外の公共機関</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上24か月以内</p> <p>2か月以上18か月以内</p> <p>1か月以上12か月以内</p>

<p>(建設業法違反行為)</p> <p>(8) 宮崎市内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、建設工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>
<p>(9) 次に掲げる者が締結した請負契約に係る建設工事に関し、建設業法の規定に違反し、建設工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>イ 宮崎市</p> <p>ロ 他の公共機関</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2か月以上9か月以内</p> <p>1か月以上9か月以内</p>
<p>(暴力的不法行為)</p> <p>(10) 次に掲げる場合に該当するとき。</p> <p>イ 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員若しくは使用人、有資格業者の代理人又は有資格業者の経営に事実上参加している者（以下この表において「有資格業者等」という。）が業務に関し、暴力団関係者を利用し、又は使用したと認められる場合</p> <p>ロ 有資格業者等が、市発注工事等の契約の履行に関し、暴力団関係者であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入等の契約を締結したと認められる場合</p> <p>ハ 有資格業者等が、市発注工事等の契約の履行に関し、下請契約又は資材若しくは原材料の購入等の契約を締結した者が当該契約締結後に暴力団関係者であることが判明したにもかかわらず、その者との契約を継続したと認められる場合</p> <p>ニ 有資格業者等が、いかなる名義をもってするかを問わず、不当に暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと認められる場合</p> <p>ホ 有資格業者等が、暴力団関係者と密接な交際を有し、又は暴力団関係者の会合に参加するなど社会的に非難される関係を有していると認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から12か月以内（当該指名停止期間満了時において、なおこの項の措置要件に該当するときは、再度指名停止を行う。）</p>

へ 有資格業者等が、暴力団関係者から妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、市への報告又は警察への届出を怠ったと認められる場合	当該認定をした日から6か月以内
(入札執行妨害) (11) 市発注工事等の入札に当たり、担当職員の指示に従わなかったとき、又は入札会場において、不審な行動及び公衆に対して著しい迷惑行為を行ったと認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
(契約締結拒否) (12) 市発注工事等において、正当な事由なく落札決定後契約を締結しなかったとき。	当該認定をした日から1か月以上12か月以内
(不正又は不誠実な行為) (13) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上12か月以内
(14) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上12か月以内

別表第3

1 贈賄に係る指名停止期間の適用基準

贈賄側	収賄側	市職員	市内の公共機関の職員（市職員を除く。）	市外の公共機関の職員
代表役員等	一般職員	4～11か月	3～5か月	3～4か月
	役付職員	12～17か月	6～8か月	5～7か月
	特別職の職員	18～24か月	9～12か月	8～12か月

一般役員等	一般職員	3～8か月	2～4か月	1～2か月
	役付職員	9～11か月	5～6か月	3～5か月
	特別職の職員	12～18か月	7～8か月	6～8か月
使用人	一般職員	2～5か月	1～2か月	1か月
	役付職員	6～8か月	3～4か月	2か月
	特別職の職員	9～12か月	5～6か月	3～6か月

備考 この表において「役付職員」とは一般職の職員で課長級以上の職にあるものを、「一般職員」とは一般職の職員で役付職員以外のものをいう。

2 談合に係る指名停止期間の適用基準

	代表役員等が逮捕され、又は公訴を提起された場合	一般役員等又は使用人が逮捕され、又は公訴を提起された場合
宮崎市発注工事	4か月	3か月
市内の公共機関(宮崎市を除く。)の発注工事	3か月	2か月
市外の公共機関の発注工事	3か月	1か月

備考 契約金額が4,000万円以上の場合の指名停止期間の適用基準については、この表に定める期間に、次の各号に掲げる契約金額の区分に応じ、当該各号に定める期間を加えた期間とする。

- (1) 4,000万円以上1億円未満 1か月
- (2) 1億円以上5億円未満 2か月
- (3) 5億円以上 3か月